

<表3> 幼稚園 授業料基準額表 (平成12年度)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)
階層	定 義	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2	第1階層及び第4階層を除き、前年度分町民税の額が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯
第3		町民税課税世帯
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯	14,000円

ただし、保育時間の弾力化により早時降園児は、上記の第4階層に該当する児童のみ授業料から2,500円を減額する。
 また、早時降園児で、通常保育を希望するときは、1日あたり500円を徴収する。